

様式第3号(第4条関係)

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和4年度 第2回丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会

2 開催日時

令和5年2月21日(火) 10時00分から12時00分まで

3 開催場所

丹波篠山市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

4 会議に出席した者の氏名

(敬称略)

(1) 委 員 青木直、太田鈴子、近成真介、中西幸治、田中久美子、藤本まり子、
本荘賀寿美、高山和子、今井進、川嶋将太、川崎律子

(2) 執行機関 事務局 市民生活部 人権推進課 麻田英史、玉田誠二、大西由樹
教育委員会 学校教育課 青木良人、教育研究所 伊勢三十六
教育委員会 社会教育課 谷掛昭二
保健福祉部 社会福祉課 樋口寿広

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

公開

7 会議資料の名称

- ・令和4年度 第2回 丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会 次第
- ・令和4年度丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会委員等名簿【資料1】
- ・丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例及び規則【資料2】
- ・令和4年度丹波篠山市の人権施策事務事業【資料3】
- ・パートナーシップ宣誓制度の概要、要綱案【資料4】
- ・パートナーシップ宣誓制度導入に関するパブリックコメントの結果、パートナーシップ宣誓書(案)、パートナーシップ宣誓書受領証(案)、パートナーシップ宣誓書受領証カード(案)、フィフティだより、ふれあい館だより

8 審議の概要

(1) 開会 (10:00)

(事務局) 令和4年度第2回丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会を開催します。本会規則の第4条第2項により委員15名中11名過半数の出席がございますので、この会は有効に開催されております。また、丹波篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例に基づき、本会議は公開で行います。また、会議録は後ほどホームページで公開させていただきます。

(2) 会長あいさつ

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。春らしい日が続いたり、冬のような天気が逆戻りをしたりと季節がだんだんと移り変わってきています。

この間、シリア・トルコでの大地震や北朝鮮のミサイルの件、日本では総理秘書官がLGBTのことに関して差別発言をしたことなど非常に多くの人権に関する問題やニュースを耳にします。広島でG7の7か国の首脳会議が行われ、6か国は既に同一婚を認めていて日本だけが認めていない。そういうことも踏まえて、我々が絶えず周知をしていくことが大切だと思っています。

(3) 丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例、審議会規則について

(会長) それでは、丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例及び審議会規則に基づき、会議を進めさせていただきます。

(4) 丹波篠山市の人権施策事務事業について (資料3)

1) 事業説明

(会長) それでは、令和4年度人権施策事務事業について、資料3に基づいて事務局からお願いします。

(事務局) 令和4年度丹波篠山市人権施策事務事業について資料3等により説明

2) 意見交換

(会長) それでは、意見交換、あるいはご質問をただいまから受けたいと思います。

(委員) パートナーシップ宣誓制度が令和5年度から導入されるということですが、田舎では人の目が気になり、制度が導入されても申請しにくいという現実があると思います。今後、自分の住んでいる市町以外で申請ができるようになるなど、より良い制度になるように検討を重ねていただきたいです。また、ひきこもりの中にも性的マイノリティの方がいるということを講演会の中で聞いたことがあります。生徒の中には、制服がどうしても辛いということをよく耳にするので、常日頃から生徒が抱えている悩みを解消できるように考えてほしいと思います。

人権には様々な問題がありますが、まず、自分自身が目の前の人の人権を尊重することができるか、ということが根本的な人権の問題だと思っています。すべての人がそのような意識をもってほしいと思います。

(会長) 事務局このことについて何かありますでしょうか。

(事務局) 12月21日～1月20日にとったパートナーシップ宣誓制度のパブリックコメントでも「東京都の場合は、「都内在勤・在住者」も対象となっている。丹波篠山市もそうするべきではないか。」という提案がありました。兵庫県内でも同制度を導入する自治体が増えてきており、県としての導入も検討されているが、既に導入されている市町との関係性をどうするかといった問題が出てきます。大阪府も導入されており、大阪府の場合は、既に導入している自治体以外は大阪府の要綱・制度に基づく、とされています。また、12月27日にあったLGBT県・市町意見交換会の中で、「まずは阪神間ですでに導入している阪神7市1町と協定をするならば、連携を考え、どのパートナー同士が宣誓できるか等の部分是要綱・制度を統一する必要があるのではないか。その次の課題として、自分が住んでいる市町以外で申請ができるようにしていくには、やはり兵庫県として導入していく必要があるのではないか。」と意見が出ていました。

(会長) 制服のことについて、教育委員会をお願いします。

(教育委員会) 現状では、制服の改定は進んでいません。進んでいるのは、スカートではなくスラックスを履いても良いということです。また、制服に限らず身なりや服装の規程で「男子・女子」という規定を全て外しています。例えば、「男子は学生服、女子はセーラー服」だったのを「学生服またはセーラー服」と変更し、頭髮に関しても同様に変更しました。

(会長) 今、事務局から説明がありました。阪神7市1町ではどこで届け出を出しても認められるようになるということに合っていますか。

(事務局) 現在はそうになっていません。なっているのは東京都だけです。そういう方向性でやっていかなければならない。という意識を持っていこうということです。

(会長) その他なにかありますでしょうか。

(副会長) ひきこもり対策のことです。ひきこもりの方の実態把握アンケート調査をされ、「ひきこもりの状態と思われるケースの対応方法の分類」をした。ということになっていますが、分類することでその後何をしていこうかは考えておられるということによろしいでしょうか。また、「民生委員さん・児童委員さんに報告し、」となっていますが、その後はどういうふうな取り組みをされるのでしょうか。

(社会福祉課) 「何年ひきこまれているか」「どういった原因でひきこまれているか」「その方が地域や行政や医療機関等に繋がっているか」等を分類しました。これからどういった支援が必要なのかを各部会などで話し合いをし、令和5年度から個別に対応していく予定です。個別ケースの方については守秘義務があるので、民生委員さんや児童委員さんに十分ご理解をいただいた上で、協力してひきこもりの対策をしていければと考えています。

(副会長) 「だんだんひきこもりの方の年齢が上がってきて、その親の方が介護を受ける年齢になってきている現状がある。」と民生委員さんから伺いました。早急な課題だと思います。

(会長) その他何かありますでしょうか。

(委員) 同じくひきこもり対策のことです。長くひきこもりをしている方を支援していくには専門性ももちろんですが、関わっていくスキルや時間が必要で大変なことだと思います。実際に現場におられる職員さんの大変さを知っているので、支援して社会復帰までいけると良いですが、なかなかそうならないのが現状です。直接関わっておられる方の意見も聞きながら対応していっ

ていただきたいです。

もう1つが、いじめのことです。実際、教育現場ではいじめによって登校拒否になっている方がいるのでしょうか。いるとしたら何ケースくらいあり、どういった対応をとられているのでしょうか。

(教育委員会) 今年度は、小学校・中学校共にそういったことは起こっておりません。

(委員) 知らないところで起こっている、ということもあるかもしれないので十分に気を付けてほしいです。

(会長) それでは他に質問等ないようですので、次に進みます。事務局よろしくお願いします。

(5) 報告事項 パートナーシップ宣誓制度の導入について(資料4)

(事務局) パートナーシップ宣誓制度の導入について資料4等により説明。

(事務局) 内部で決裁の際に、「宣誓書・受領証・受領証カードにまるいのとまめりんのイラストが入っているのが申請する方がしんどい思いをするのではないか。」と意見が出ました。(まるいのは男の子、まめりんは女の子) 例えば、丹波篠山市のロゴマークにするなど、皆さんの意見を参考にさせていただきたいと思っていますので何か意見がありましたらお願いします。

(委員) まるいのは男の子、まめりんは女の子といったイメージがあるので、使用する必要はないと思います。

受領証カードのパターンが2つありますが、どちらか好きな方を選べるということなのでしょうか。また、受領証カードの裏面に「通称名を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載します。」と記載がありますが、どういった意味なのでしょうか。

(事務局) どちらか希望される方を選んでいただくことができるようにパターンを2つ用意しています。また、裏面の記載についてですが、「表面に戸籍上の氏名がある」ということがしんどいと思う方もいらっしゃるため、「性別違和等市長が特に理由があると認める場合に限り、通称名を使用することができる」としており、宣誓書において通称名を使用された場合、受領証及び受領証カードの表面に通称名が記載されます。ですが、本人確認で戸籍上の氏名が必要であるため「裏面に戸籍上の氏名を記載する」ということです。

(副会長) マイナンバーカードに保険証などが紐付けされていますが、受領証カードは紐付けすることはできないのでしょうか。

(事務局) 本人確認の4情報で氏名・住所・生年月日・性別があります。「性別」に関しては、性別由来の疾病に関して必要な場合のみで、マイナンバーカードや保険証は法律上定められていて載っています。宣誓書・受領証・受領証カードは法的な効力がなく、市内の中で関連した公的サービスを受けることができますが、本人確認書類にはなりません。

また、さまざまな様式で性別を記載する際に、「性別を記載する」ことでしんどい思いをする方がいらっしゃるようで、12月に条例、1月・2月に要綱の性別表記欄の改正をしました。

(委員) 宣誓書、受領証のまるいのとまめりんは不要だと思います。受領証カードについては、パターン1・2を置いておいて、ご本人さんに希望される方を選んでいただくのはどうでしょうか。

(会長) ここで出た意見を参考にし、より良い制度にしていってください。

(6) その他

(会長) 特にないようですので、人間尊重のあたたかいまちづくり審議会を閉じたいと思います。

(7) 閉会 (11:55)

(副会長) 本日もたくさんの説明があった中で、いろいろお考えいただきました。新しく制度も導入されるということで、丹波篠山市が生きづらさのないまちづくりになることを願って本日の審議会を閉じたいと思います。お疲れ様でした。ありがとうございました。